ACSES ニュースレター_２２１７号（2021 年 11 月 25 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（19 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇休日の夜 北海道大学で火事 農学部の実験室 ホットプレート上の樹脂から出火 消防隊 16 隊で一時騒然<放送報道>
◇工場で火災「黒煙に炎 5m」　外国人従業員ケガなし　静岡・掛川市<放送報道>
◇中国の 6 階建て住宅で“ガス爆発”　15 人が死傷<放送報道>
◇夜行バスが爆発・炎上、４６人死亡…未成年含むアルバニア系住民ら<Web 報道>
◇その他の事故、事件
・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で火災等(電動アシスト自転車、電気冷蔵庫)<消費者庁>
・ＵＳＪで「建物から煙」女性従業員１１９番…消火器で消し止め<新聞報道>
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・工作機械メーカー社員自殺は労災　労基署認定、7 歳娘と失踪<Web 報道>
・株式会社シーズ・ラボに対する景品表示法に基づく措置命令について<消費者庁>
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・食品中の放射性物質の検査結果について（１２６３報）<厚生労働省>
[大災害対策]
・漂着の軽石 吸着材に使う“ゼオライト”化に成功 神奈川県など<放送報道>
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇マスコミ報道　見出し
[3] 電池で発火のおそれ？！放置していると危険な電池の正しい処分方法とは<Web 報道>
[4] 医療用ＲＩ、国産化に課題　検査、治療に需要高まる　研究用原子炉も活用へ<Web 報道>
[5] 医薬品
◇使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する告示（厚生労働省告示第 387 号）<官報>
◇療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（厚生労働省告示第 388 号）<官報>
◇厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示（厚生労働省告示第 389 号）<官報>
[6] 廃棄物関係
◇EV 電池、レアメタル再利用　住友鉱山が国内で安定確保<新聞報道>
[7] 調査、公募、意見募集等
　[公募、意見募集等]　　１件
[8] その他省庁発表　　２件
[9] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
　[開催案内]　　５件

吉祥草（キチジョウソウ）

[10] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：３件　　◇その他：１件

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇休日の夜 北海道大学で火事 農学部の実験室 ホットプレート上の樹脂から出火 消防隊 16 隊で一時騒然

＜北海道文化放送　2021 年 11 月 24 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/7ae2d1962c85e7454c5401fab007470e78b43e4c
札幌市の北海道大学・農学部の実験室で11月23日夜、火事があり室内のテーブルや棚などが焼けました。
　警察によりますと、火事があったのは北海道大学構内の南側にあたる、札幌市北区北8条西9丁目の農学部の建物です。
　23日午後8時40分過ぎ、建物2階の実験室で、学生が実験で使用していたホットプレート上のプラスチック樹脂から出火しました。
　火は、警報を聞きつけて駆けつけた学生や警備員が消し止めました。
　また、消防隊が16隊出動し大学構内は一時騒然となりました。
　この火事で火元付近のテーブルや棚などが焼けましたが、建物に延焼はなくけが人もいませんでした。
・北大農学部の実験室で火事　原因は調査中
＜北海道大学新聞　2021 年 11 月 23 日＞　https://www.hokudaishinbun.com/2021/11/23/6064/
23 日夜、本学農学部本館の実験室で火事があった。
現場に出動した札幌市消防局の関係者によると、23 日 20 時 40 分頃、農学部本館の実験室で火事があったと 119 番通報があった。
この火事で机の上のプラスチック系の物品が溶けた。ケガ人はいなかった。出火の原因は調査中という。

◇工場で火災「黒煙に炎 5m」　外国人従業員ケガなし　静岡・掛川市
＜テレビ静岡　2021 年 11 月 23 日＞　https://www.sut-tv.com/news/day/13278/
23 日夕方、静岡県掛川市で工場が焼ける火事がありました。火は約 2 時間後に消し止められました。 午後 5 時過ぎ、掛川市浜野にある工場「ジャパンプラスチック」で、「黒煙が見えて炎が 5mほど上がっている」と近所の人から通報がありました。 警察や消防によりますと、鉄骨 2 階建ての工場が半焼したほか、外にあったプラスチックが焼け、当時工場には外国人の従業員がいましたがケガはないということです。

◇中国の 6 階建て住宅で“ガス爆発”　15 人が死傷
＜テレ朝 news　2021 年 11 月 24 日＞
https://news.tv-asahi.co.jp/news_international/articles/000236047.html
----
◇夜行バスが爆発・炎上、４６人死亡…未成年含むアルバニア系住民ら
＜読売新聞オンライン　2021 年 11 月 23 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/world/20211123-OYT1T50078/

◇その他の事故、事件

・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で火災等(電動アシスト自転車、電気冷蔵庫)
＜消費者庁　2021 年 11 月 24 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/026729/
　　https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_211124_01.pdf
特記事項:

・ブリヂストンサイクル株式会社が製造した電動アシスト自転車のリコール(無償点検・改修)
・LG 電子ジャパン株式会社(現 LG Electronics Japan 株式会社)が輸入した電気冷蔵庫のリコール(無償部品交換)

１．ガス機器・石油機器に関する事故：２件
（うち石油給湯機付ふろがま１件、カセットこんろ１件)
２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：５件
（うち電動アシスト自転車２件、照明器具２件、電気冷蔵庫１件)
３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：７件
（うちＡＣアダプター（液晶テレビ用）１件、自転車１件、ＡＣアダプター１件、
リチウム電池内蔵充電器３件、バッテリー（リチウムイオン、電動リール用）１件)

・ＵＳＪで「建物から煙」女性従業員１１９番…消火器で消し止め
＜読売新聞　2021 年 11 月 24 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20211124-OYT1T50074/
２３日午後１１時４０分頃、大阪市此花区のテーマパーク「ユニバーサル・スタジオ・ジャパン（ＵＳＪ）」で「建物から煙が出ている」と、女性従業員が１１９番した。
ＵＳＪの運営会社などによると、３月に開業した「スーパー・ニンテンドー・ワールド」にあるアトラクション「ヨッシー・アドベンチャー」の建物の天井裏から煙が上がり、従業員が消火器で消し止めた。けが人はなかった。閉園後で客はおらず、メンテナンス作業の従業員らが残っていた。配電盤から出火した可能性があり、消防などが原因を調べる。
ＵＳＪは２４日、スーパー・ニンテンドー・ワールドの営業を終日見合わせて点検を行う。その他のエリアは通常営業する。

◇***事故・事件対策、措置、訴訟等***

・工作機械メーカー社員自殺は労災　労基署認定、7 歳娘と失踪
＜共同通信　2021 年 11 月 22 日＞　https://nordot.app/835464220602597376?c=39546741839462401
2017 年に工作機械メーカー「ソディック」（横浜市）の社員、大泉共生さん＝当時（43）＝が自殺したのは、恒常的な長時間労働のためうつ病を発症したのが原因として、松本労働基準監督署（長野県松本市）が労災認定していたことが 22 日、遺族側代理人弁護士への取材で分かった。認定は 20 年 1 月 31 日付。松本労基署は発症直前の時間外労働を 123 時間と認定した。
同社は今年 7 月、解決金を支払うことで妻（48）ら遺族と和解したが、直接の謝罪には応じていない。大泉さんは亡くなる前、長女愛菜さん＝当時（7）＝を連れて失踪、2 人は遺体で見つかった。

・株式会社シーズ・ラボに対する景品表示法に基づく措置命令について
＜消費者庁　2021 年 11 月 24 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/026673/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms214_211124_01.pdf
消費者庁は、本日、株式会社シーズ・ラボに対し、同社が供給する「4D」と称する食品に係る表示について、景品表示法に違反する行為(同法第 5 条第 1 号(優良誤認)に該当)が認められたことから、同法第 7 条第 1 項の規定に基づき、措置命令を行いました。

□***大災害、原発事故対策***

[福島原発事故]

・食品中の放射性物質の検査結果について（１２６３報）（東京電力福島原子力発電所事故関連)
＜厚生労働省　2021 年 11 月 24 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22127.html
１　自治体の検査結果
青森県、岩手県、仙台市、山形県、栃木県、宇都宮市、群馬県、埼玉県、千葉県、文京区、神奈川県、横浜市、相模原市、新潟県

※ 基準値超過　１件

No. 27　　群馬県産　　クリタケ　　(Cs：190 Bq/kg)

２　緊急時モニタリング又は福島県の検査結果

※ 基準値超過　なし

３　国立医薬品食品衛生研究所における検査

※　基準値超過　なし

[大災害対策]

・漂着の軽石 吸着材に使う“ゼオライト”化に成功 神奈川県など

＜NHK　2021 年 11 月 24 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20211124/k10013360001000.html

各地の海岸や港への軽石の漂着が問題となる中、神奈川県などの研究グループが、漂着した軽石の表面に吸着材に使われる「ゼオライト」の結晶を作ることに成功しました。

グループでは、水質浄化や放射性物質の除去など環境汚染対策への活用につなげたいとして、実用化を目指すことにしています。

小笠原諸島の海底火山、福徳岡ノ場の噴火で出た軽石が各地に漂着している問題では、沖縄県で仮置き場に大量の軽石が積まれるなど回収後の処分も課題となっています。

軽石の有効活用に向けた研究に取り組む、神奈川県立産業技術総合研究所と鹿児島県工業技術センターの研究員らのグループは、与論島などで採取された福徳岡ノ場から流れ着いたとみられる軽石で実験を行いました。

実験では軽石を水酸化ナトリウムを溶かした水に入れ、密閉して 100 度以下で加熱した結果、表面に「ゼオライト」の結晶を作ることに成功しました。

現在、漂着が問題となっている軽石では初めてだということです。

研究グループによりますと、ゼオライトは髪の毛の 20 万分の 1 ほどの極めて小さな穴が多くあり、分子サイズの物質も吸着できる特徴から、吸着材などにも利用されているということで、表面をゼオライト化させた軽石を水に浮かべることで、水質浄化や放射性物質の除去など環境汚染対策への活用が期待されるとしています。

神奈川県立産業技術総合研究所の小野洋介主任研究員は「各地域で困っていると思うので回収後の新しい用途として役立てばと思う。今後は企業などへの技術移転という形で実用化に向けて取り組みたい」と話していました。

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス　ゲノムサーベイランスによる系統別検出状況を掲載しました

＜厚生労働省　2021年11月24日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00061.html

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）

＜厚生労働省　2021年11月24日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22391.html

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和３年 11 月 24 日版）

＜厚生労働省　2021 年 11 月 24 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22376.html

---

◇韓国 11 月 23 日の感染確認は初の 4000 人超過去最多に

＜NHK　2021 年 11 月 24 日＞

https://www3.nhk.or.jp/news/special/coronavirus/world-situation/detail/korea_03.html

11月から新型コロナウイルスの規制の緩和に踏み切った韓国で11月23日、一日の感染者が初めて4000人を超え、過去最多となりました。韓国の首相が規制を再び強化する可能性に言及するなど、危機感を強めています。

11月から規制が緩和され人の動きが活発化

韓国政府によりますと、11月23日、一日に新たに確認された新型コロナウイルスの感染者は4115人に上り、これまでで最も多かった11月17日より800人以上増えたほか、重症者も586人で過去最多となりました。

感染者が集中しているソウルをはじめとする首都圏では、集中治療室の病床の使用率がすでに80％を超えていて、

政府は、首都圏の危険度について5段階で最高レベルの「非常に高い」としています。
韓国では、これまでにワクチンの接種を終えた人の割合が79.1％となっていて、11月から感染防止のための規制が緩和され、人の動きが活発化しています。
こうした中で、早い段階で接種を終えた高齢者や、まだ接種が進んでいない子どもたちの間で感染者が増えていることなどが、感染拡大の背景として指摘されています。

キム首相　“首都圏は切迫した状況”

キム・ブギョム（金富謙）首相は、11月24日朝「首都圏では、いつでも非常計画の発動を検討しなければならない切迫した状況だ」として、規制を再び強化する可能性に言及するなど、危機感を強めています。

高齢者も 10代や10代未満も

韓国政府によりますと、11月23日確認された新規感染者4115人のうち、▼60代が873人、
▼70代が409人、
▼80代以上が199人と、
　高齢者が全体の35％余りを占めています。
また、重症者の増加により、集中治療室の病床の使用率は71％に上り、ソウル首都圏では83.7％に達しています。
キム・ブギョム首相は、過去2週間で感染が確認された60代以上のうち、80％がワクチンの接種を済ませた人たちだと明らかにし「接種の効果が急激に低下している」と述べ、いわゆる「ブレイクスルー感染」への危機感をあらわにしました。
一方、11月23日は、
▼10代で390人、
▼10歳未満で299人の感染が新たに確認され、
　接種率が他の年代と比べて低い若者の間でも感染の拡大が顕著になっています。
韓国の防疫当局の高官は11月22日の記者会見で、過去2週間に確認された12歳から17歳の感染者の98.7％がワクチンの接種を受けていなかったと指摘しました。

韓国政府の規制緩和の計画は

韓国政府は10月、新型コロナウイルスワクチンの接種が進んでいることから、日常生活の回復を目指すとして、感染防止のための規制を3段階で緩和していく計画を取りまとめました。
第1段階として、11月から飲食店の営業時間の制限をなくしたほか、カラオケ店や入浴施設、屋内スポーツ施設なども、いわゆる「ワクチンパスポート」で接種が完了したことを証明できる人などの利用に限り、営業時間の制限を解除しました。
そして緩和から5週目となる来週以降、2週間にわたって状況を見極め、さらなる緩和が可能と判断されれば、第2段階として12月13日からコンサートや各種イベント、結婚式などで人数の制限が解除される計画でした。
一方で、重症者の急増により医療がひっ迫する場合は緩和措置を一時中断するとしていました。

ソウル PCR検査を無料で受けられる会場では

ソウル市内にはPCR検査を無料で受けられる会場が各地に設置されています。
このうち、金融街のヨイド（汝矣島）にある検査会場では、子どもから中高年までさまざまな世代の市民が検査を受けていました。
40代の女性は「ワクチンを打っても『ブレイクスルー感染』があるしとても不安です」と話していました。
この会場の職員によりますと、11月24日に検査に訪れた人は、午後3時時点でおよそ1900人に上り、11月23日より500人ほど多くなっているということです。
韓国では今週から小中学校や高校で対面授業が全面的に再開されたばかりですが、検査会場では親子連れの姿も多く見られました。
息子が通う小学校で感染が確認されたため検査に連れてきたという女性は「登校が再開してから3日しかたっていないのに、またあしたからオンライン授業に戻すというので、とてももどかしいです。早く収束してほしいです」と話していました。

ワクチン接種の現状は

韓国では、ファイザー、アストラゼネカ、モデルナ、ジョンソン・エンド・ジョンソンの、合わせて4種類のワク

チンの接種が行われてきました。
韓国政府が11月24日午前0時現在でまとめたところによりますと、ワクチンの接種率は79.1%となっています。
18歳以上で接種が完了した人は91.1%に上るということです。
一方、いわゆる「ブレイクスルー感染」とみられる事例が徐々に増えていて、
▼4月に2人、
▼5月に7人だったのが、
▼9月は8898人、
▼10月は1万6095人に上り、
▼11月は、16日時点で6565人となっています。
また、「ブレイクスルー感染」の発生率をワクチンの種類別に見ますと、
▼ジョンソン・エンド・ジョンソンが0.350%、
▼アストラゼネカが0.171%、
▼ファイザーが0.064%、
▼モデルナが0.008%となっています。

◇マスコミ報道　見出し
・日本は死者ゼロだが…欧米深刻コロナ感染爆発　規制強化に抗議する暴動も　韓国も感染止まらず
＜夕刊フジ　2021年11月22日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/87d31264442e65f761e3e225077440495f8fe80f

・感染再び増加の米 7割超の人が「生活通常に戻った」
＜テレ朝news　2021年11月24日＞
https://news.tv-asahi.co.jp/news_international/articles/000236045.html
---

[対策・予防]
◇雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第182号）
［官報］　令和3年11月24日　特別号外　第91号　1～3頁
https://kanpou.npb.go.jp/20211124/20211124t00091/20211124t000910001f.html
○厚生労働省令第182号
雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条第一項第一号及び第二項の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
令和3年11月24日　厚生労働大臣　後藤　茂之
雇用保険法施行規則の一部を改正する省令
雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。
（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
第十五条の四の三　第百二条の三第一項第一号イに該当する事業主であつて、同項第二号イ(1)の対象期間（以下この条において「対象期間」という。）の初日が令和二年一月二十四日から令和三年十二月三十一日までの間にあり、かつ、新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされたもの（以下この条において「新型コロナウイルス感染症関係事業主」という。）に係る対象期間（以下この条において「新型コロナウイ	第十五条の四の三　第百二条の三第一項第一号イに該当する事業主であつて、同項第二号イ□の対象期間（以下この条において「対象期間」という。）の初日が令和二年一月二十四日から令和三年十一月三十日までの間にあり、かつ、新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされたもの（以下この条において「新型コロナウイルス感染症関係事業主」という。）に係る対象期間（以下この条において「新型コロナウイル

ルス感染症特例対象期間」という。）については、第百二条の三第三項ただし書の規定は、適用しない。	ス感染症特例対象期間」という。）については、第百二条の三第三項ただし書の規定は、適用しない。
２～５　（略）	２～５　（略）
６　新型コロナウイルス感染症に際し新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の令和三年五月一日から同年十二月三十一日までの期間中の休業等については、同条第二項第一号の規定にかかわらず、当該休業等に係る同号の規定により対象被保険者に支払つた手当の額又は賃金の額に相当する額として算定した額の三分の二（中小企業事業主にあつては、五分の四）の額（その額を当該手当の支払の基礎となつた日数で除して得た額が一万三千五百円を超えるときは、当該額に当該日数を乗じて得た額）を支給するものとする。	６　新型コロナウイルス感染症に際し新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の令和三年五月一日から同年十一月三十日までの期間中の休業等については、同条第二項第一号の規定にかかわらず、当該休業等に係る同号の規定により対象被保険者に支払つた手当の額又は賃金の額に相当する額として算定した額の三分の二（中小企業事業主にあつては、五分の四）の額（その額を当該手当の支払の基礎となつた日数で除して得た額が一万三千五百円を超えるときは、当該額に当該日数を乗じて得た額）を支給するものとする。
７～10　（略）	７～10　（略）
11　新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号。以下この項及び第十三項において「特措法」という。）第三十二条第一項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言に係る同項第二号に掲げる区域（以下この項において「対象区域」という。）の属する都道府県の知事が対象区域について同項第一号に掲げる期間に特措法第十八条第一項に規定する基本的対処方針（第十三項において「基本的対処方針」という。）に沿つて行う新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号。第十三項において「特措法施行令」という。）第十一条第一項に規定する施設における休業、営業時間の変更、当該施設の収容率若しくは当該施設を利用できる人数の制限又は飲食物の提供を控えることその他職業安定局長が定める措置の実施の要請を受けて、新型コロナウイルス感染症関係事業主が新型コロナウイルス感染症に際し行つた第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の当該期間中の休業等（令和三年一月八日から同年十二月三十一日までに行つたものであつて、対象区域にある施設におけるものに限る。以下この項において同じ。）及び当該休業等を行つた事業主が新型コロナウイルス感染症に際し行つた同号イに規定する対象被保険者の当該期間の末日の翌日から当該期間の末日の属する月の翌月の末日までの期間中の当該要請を受けた施設における休業等については、同条第二項第一号及びこの条第五項及び第六項の規定にかかわらず、当該休業等に係る第百二条の三第二項第一号の規定により対象被保険者に支払つた手当の額	11　新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号。以下この項及び第十三項において「特措法」という。）第三十二条第一項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言に係る同項第二号に掲げる区域（以下この項において「対象区域」という。）の属する都道府県の知事が対象区域について同項第一号に掲げる期間に特措法第十八条第一項に規定する基本的対処方針（第十三項において「基本的対処方針」という。）に沿つて行う新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号。第十三項において「特措法施行令」という。）第十一条第一項に規定する施設における休業、営業時間の変更、当該施設の収容率若しくは当該施設を利用できる人数の制限又は飲食物の提供を控えることその他職業安定局長が定める措置の実施の要請を受けて、新型コロナウイルス感染症関係事業主が新型コロナウイルス感染症に際し行つた第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の当該期間中の休業等（令和三年一月八日から同年十一月三十日までに行つたものであつて、対象区域にある施設におけるものに限る。以下この項において同じ。）及び当該休業等を行つた事業主が新型コロナウイルス感染症に際し行つた同号イに規定する対象被保険者の当該期間の末日の翌日から当該期間の末日の属する月の翌月の末日までの期間中の当該要請を受けた施設における休業等については、同条第二項第一号及びこの条第五項及び第六項の規定にかかわらず、当該休業等に係る第百二条の三第二項第一号の規定により対象被保険者に支払つた手当の額又

又は賃金の額に相当する額として算定した額の五分の四の額（その額を当該手当の支払の基礎となつた日数で除して得た額が一万五千円を超えるときは、当該額に当該日数を乗じて得た額）を支給するものとする。	は賃金の額に相当する額として算定した額の五分の四の額（その額を当該手当の支払の基礎となつた日数で除して得た額が一万五千円を超えるときは、当該額に当該日数を乗じて得た額）を支給するものとする。
12　（略）	12　（略）
13　特措法第三十一条の四第一項第二号に掲げる区域のうち職業安定局長が定める区域（以下この項において「重点区域」という。）の属する都道府県の知事が特措法第三十一条の六第一項に基づき定める期間及び区域（重点区域にあるものに限る。）において基本的対処方針に沿つて行う特措法施行令第十一条第一項に規定する施設における営業時間の変更、当該施設の収容率若しくは当該施設を利用できる人数の制限又は飲食物の提供を控えることその他職業安定局長が定める措置の実施の要請を受けて、新型コロナウイルス感染症関係事業主が新型コロナウイルス感染症に際し行つた第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の当該期間中の休業等（令和三年十二月三十一日までに行つたものであつて、重点区域にある施設におけるものに限る。以下この項において同じ。）及び当該休業等を行つた事業主が新型コロナウイルス感染症に際し行つた同号イに規定する対象被保険者の当該期間の末日の翌日から当該期間の末日の属する月の翌月の末日までの期間中の当該要請を受けた施設における休業等については、同条第二項第一号並びにこの条第五項及び第六項の規定にかかわらず、当該休業等に係る第百二条の三第二項第一号の規定により対象被保険者に支払つた手当の額又は賃金の額に相当する額として算定した額の五分の四の額（その額を当該手当の支払の基礎となつた日数で除して得た額が一万五千円を超えるときは、当該額に当該日数を乗じて得た額）を支給するものとする。	13　特措法第三十一条の四第一項第二号に掲げる区域のうち職業安定局長が定める区域（以下この項において「重点区域」という。）の属する都道府県の知事が特措法第三十一条の六第一項に基づき定める期間及び区域（重点区域にあるものに限る。）において基本的対処方針に沿つて行う特措法施行令第十一条第一項に規定する施設における営業時間の変更、当該施設の収容率若しくは当該施設を利用できる人数の制限又は飲食物の提供を控えることその他職業安定局長が定める措置の実施の要請を受けて、新型コロナウイルス感染症関係事業主が新型コロナウイルス感染症に際し行つた第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の当該期間中の休業等（令和三年十一月三十日までに行つたものであつて、重点区域にある施設におけるものに限る。以下この項において同じ。）及び当該休業等を行つた事業主が新型コロナウイルス感染症に際し行つた同号イに規定する対象被保険者の当該期間の末日の翌日から当該期間の末日の属する月の翌月の末日までの期間中の当該要請を受けた施設における休業等については、同条第二項第一号並びにこの条第五項及び第六項の規定にかかわらず、当該休業等に係る第百二条の三第二項第一号の規定により対象被保険者に支払つた手当の額又は賃金の額に相当する額として算定した額の五分の四の額（その額を当該手当の支払の基礎となつた日数で除して得た額が一万五千円を超えるときは、当該額に当該日数を乗じて得た額）を支給するものとする。
14　（略）	14　（略）
15　新型コロナウイルス感染症関係事業主のうち、新型コロナウイルス感染症に際し特に業況が悪化しているものとして職業安定局長が定める要件に該当するものが行う第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の令和三年一月八日から同年十二月三十一日までの期間中の休業等については、同条第二項第一号並びにこの条第五項及び第六項の規定にかかわらず、当該休業等に係る第百二条の三第二項第一号の規定により対象被保険者に支払つた手当の額又は賃金の額に相当する額として算定した額の五	15　新型コロナウイルス感染症関係事業主のうち、新型コロナウイルス感染症に際し特に業況が悪化しているものとして職業安定局長が定める要件に該当するものが行う第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の令和三年一月八日から同年十一月三十日までの期間中の休業等については、同条第二項第一号並びにこの条第五項及び第六項の規定にかかわらず、当該休業等に係る第百二条の三第二項第一号の規定により対象被保険者に支払つた手当の額又は賃金の額に相当する額として算定した額の五分

分の四の額（その額を当該手当の支払の基礎となつた日数で除して得た額が一万五千円を超えるときは、当該額に当該日数を乗じて得た額）を支給するものとする。	の四の額（その額を当該手当の支払の基礎となつた日数で除して得た額が一万五千円を超えるときは、当該額に当該日数を乗じて得た額）を支給するものとする。
16　（略）	16　（略）
17　新型コロナウイルス感染症に際し新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の休業等に係る同号及び同条第三項の規定の適用については、同号イ⑵(i)中「行われるもの」とあるのは「行われるもの若しくは労働者の雇用の安定を図るために必要なものとして職業安定局長が定めるもの」と、同号イ⑸中「十五分の一」とあるのは「三十分の一」と、「二十分の一」とあるのは「四十分の一」と、「以上となるもの」とあるのは「以上となるもの又はこれに準ずるものとして職業安定局長が定める要件に該当するもの」と、同項中「百日」とあるのは「百日に令和二年四月一日から令和三年十二月三十一日までの期間中の休業等の実施日数を加えた日数」とする。	17　新型コロナウイルス感染症に際し新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の休業等に係る同号及び同条第三項の規定の適用については、同号イ⑵(i)中「行われるもの」とあるのは「行われるもの若しくは労働者の雇用の安定を図るために必要なものとして職業安定局長が定めるもの」と、同号イ⑸中「十五分の一」とあるのは「三十分の一」と、「二十分の一」とあるのは「四十分の一」と、「以上となるもの」とあるのは「以上となるもの又はこれに準ずるものとして職業安定局長が定める要件に該当するもの」と、同項中「百日」とあるのは「百日に令和二年四月一日から令和三年十一月三十日までの期間中の休業等の実施日数を加えた日数」とする。
18　新型コロナウイルス感染症に際し新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の令和二年四月一日から令和三年十二月三十一日までの期間中の教育訓練に係る同号の適用については、同号イ⑵(ⅱ)中「所定労働時間内に行われるものであつてその受講日において当該対象被保険者を業務に就かせないものであること。」とあるのは、「所定労働時間内に行われるものであること。」とする。	18　新型コロナウイルス感染症に際し新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の令和二年四月一日から令和三年十一月三十日までの期間中の教育訓練に係る同号の適用については、同号イ⑵(ⅱ)中「所定労働時間内に行われるものであつてその受講日において当該対象被保険者を業務に就かせないものであること。」とあるのは、「所定労働時間内に行われるものであること。」とする。
19　新型コロナウイルス感染症に際し新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う第百二条の三第一項第二号ロに規定する出向対象被保険者の令和二年四月一日から令和三年十二月三十一日までの期間中の出向に係る同号の規定の適用については、同号ロ⑵中「三箇月」とあるのは、「一箇月」とする。	19　新型コロナウイルス感染症に際し新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う第百二条の三第一項第二号ロに規定する出向対象被保険者の令和二年四月一日から令和三年十一月三十日までの期間中の出向に係る同号の規定の適用については、同号ロ⑵中「三箇月」とあるのは、「一箇月」とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

◇新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第183号）

［官報］　令和3年11月24日　特別号外　第91号　3～4頁

https://kanpou.npb.go.jp/20211124/20211124t00091/20211124t000910003f.html

○厚生労働省令第183号

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（令和二年法律第五十四号）第八条の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和３年11月24日　　厚生労働大臣　　後藤　茂之

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則（令和二年厚生労働省令第百二十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
（新型コロナウイルス感染症対応休業支援金） **第三条**　新型コロナウイルス感染症対応休業支援金（法第四条に規定する新型コロナウイルス感染症対応休業支援金をいう。以下同じ。）は、令和二年四月一日から令和三年十二月三十一日までの間（附則第二条において「対象期間」という。）に新型コロナウイルス感染症等の影響（法第三条第一項第三号に規定する新型コロナウイルス感染症等の影響をいう。附則第二条において同じ。）により事業主が休業させ、その休業させられている期間の全部又は一部について賃金の支払を受けることができなかった雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者であって、中小事業主（その資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については一億円）を超えない事業主及びその常時雇用する労働者の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業主については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については百人）を超えない事業主をいう。附則第二条において同じ。）に雇用されるものに対して支給するものとする。 ２　（略） ３　新型コロナウイルス感染症対応休業支援金は、第一項に規定する被保険者の賃金日額（休業を開始した月前六月のうちいずれかの三月に支払われた賃金（賞与を除く。）の総額を九十で除して得た額をいう。）に百分の八十を乗じて得た額（当該額が次の各号に掲げる休業させられている期間の区分に応じ、当該各号に定める額を超えるときは、その額）を日額とする。 一　令和二年四月一日から令和三年四月三十日までの間一万一千円 二　令和三年五月一日から同年十二月三十一日までの間九千九百円 ４～10　（略） **附　則** **第三条**　新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成	（新型コロナウイルス感染症対応休業支援金） **第三条**　新型コロナウイルス感染症対応休業支援金（法第四条に規定する新型コロナウイルス感染症対応休業支援金をいう。以下同じ。）は、令和二年四月一日から令和三年十一月三十日までの間（附則第二条において「対象期間」という。）に新型コロナウイルス感染症等の影響（法第三条第一項第三号に規定する新型コロナウイルス感染症等の影響をいう。附則第二条において同じ。）により事業主が休業させ、その休業させられている期間の全部又は一部について賃金の支払を受けることができなかった雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者であって、中小事業主（その資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については一億円）を超えない事業主及びその常時雇用する労働者の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業主については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については百人）を超えない事業主をいう。附則第二条において同じ。）に雇用されるものに対して支給するものとする。 ２　（略） ３　新型コロナウイルス感染症対応休業支援金は、第一項に規定する被保険者の賃金日額（休業を開始した月前六月のうちいずれかの三月に支払われた賃金（賞与を除く。）の総額を九十で除して得た額をいう。）に百分の八十を乗じて得た額（当該額が次の各号に掲げる休業させられている期間の区分に応じ、当該各号に定める額を超えるときは、その額）を日額とする。 一　令和二年四月一日から令和三年四月三十日までの間一万一千円 二　令和三年五月一日から同年十一月三十日までの間九千九百円 ４～10　（略） **附　則** **第三条**　新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第三十一条の四第一項第

二十四年法律第三十一号）第三十一条の四第一項第二号に掲げる区域のうち職業安定局長が定める区域（以下この条において「重点区域」という。）の属する都道府県の知事が同法第三十一条の六第一項に基づき定める期間及び区域（重点区域にあるものに限る。）において同法第十八条第一項に規定する基本的対処方針に沿って行う新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第十一条第一項に規定する施設における営業時間の変更、当該施設の収容率若しくは当該施設を利用できる人数の制限又は飲物の提供を控えることその他職業安定局長が定める措置の実施の要請を受けて、令和三年五月一日から同年十二月三十一日　までの間に事業主が休業させ、その休業させられている期間の全部又は一部について賃金の支払を受けることができなかった第三条第一項又は前条第一項に規定する被保険者であって、当該要請の対象となる施設（重点区域にあるものに限る。）において役務の提供を行うものに対する第三条第三項（前条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、令和三年五月一日から同年十二月三十一日までの間のうち、当該期間の初日の属する月の初日から当該期間の末日の属する月の翌月の末日までの間に限り、第三条第三項中「次の各号に掲げる休業させられている期間の区分に応じ、当該各号に定める額」とあるのは、「第一号に定める額」とする。	二号に掲げる区域のうち職業安定局長が定める区域（以下この条において「重点区域」という。）の属する都道府県の知事が同法第三十一条の六第一項に基づき定める期間及び区域（重点区域にあるものに限る。）において同法第十八条第一項に規定する基本的対処方針に沿って行う新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第十一条第一項に規定する施設における営業時間の変更、当該施設の収容率若しくは当該施設を利用できる人数の制限又は飲物の提供を控えることその他職業安定局長が定める措置の実施の要請を受けて、令和三年五月一日から同年十一月三十日　までの間に事業主が休業させ、その休業させられている期間の全部又は一部について賃金の支払を受けることができなかった第三条第一項又は前条第一項に規定する被保険者であって、当該要請の対象となる施設（重点区域にあるものに限る。）において役務の提供を行うものに対する第三条第三項（前条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、令和三年五月一日から同年十一月三十日までの間のうち、当該期間の初日の属する月の初日から当該期間の末日の属する月の翌月の末日までの間に限り、第三条第三項中「次の各号に掲げる休業させられている期間の区分に応じ、当該各号に定める額」とあるのは、「第一号に定める額」とする。
２　新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十二条第一項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言に係る同項第二号に掲げる区域（以下この項において「対象区域」という。）の属する都道府県の知事が対象区域について同項第一号に掲げる期間に同法第十八条第一項に規定する基本的対処方針に沿って行う新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第十一条第一項に規定する施設における休業、営業時間の変更、当該施設の収容率若しくは当該施設を利用できる人数の制限又は飲食物の提供を控えることその他職業安定局長が定める措置の実施の要請を受けて、令和三年五月一日から同年十二月三十一日までの間に事業主が休業させ、その休業させられている期間の全部又は一部について賃金の支払を受けることができなかった第三条第一項又は前条第一項に規定する被保険者であって、当該要請の対象となる施設（対象区域にあるものに限る。）において役務の提供を行うものに対する第三条第三項（前条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規	２　新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十二条第一項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言に係る同項第二号に掲げる区域（以下この項において「対象区域」という。）の属する都道府県の知事が対象区域について同項第一号に掲げる期間に同法第十八条第一項に規定する基本的対処方針に沿って行う新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第十一条第一項に規定する施設における休業、営業時間の変更、当該施設の収容率若しくは当該施設を利用できる人数の制限又は飲食物の提供を控えることその他職業安定局長が定める措置の実施の要請を受けて、令和三年五月一日から同年十一月三十日までの間に事業主が休業させ、その休業させられている期間の全部又は一部について賃金の支払を受けることができなかった第三条第一項又は前条第一項に規定する被保険者であって、当該要請の対象となる施設（対象区域にあるものに限る。）において役務の提供を行うものに対する第三条第三項（前条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定

定の適用については、前項の規定にかかわらず、令和三年五月一日から同年十二月三十一日までの間のうち、当該期間の初日の属する月の初日から当該期間の末日の属する月の翌月の末日までの間に限り、第三条第三項中「次の各号に掲げる休業させられている期間の区分に応じ、当該各号に定める額」とあるのは、「第一号に定める額」とする。	の適用については、前項の規定にかかわらず、令和三年五月一日から同年十一月三十日までの間のうち、当該期間の初日の属する月の初日から当該期間の末日の属する月の翌月の末日までの間に限り、第三条第三項中「次の各号に掲げる休業させられている期間の区分に応じ、当該各号に定める額」とあるのは、「第一号に定める額」とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・治療薬、ワクチン、医療機器、検査キットの開発についてを更新しました。
＜厚生労働省　2021年11月24日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/covid-19tiryouyaku_vaccine.html
・自費検査を提供する検査機関一覧を更新しました。
＜厚生労働省　2021年11月24日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-jihikensa_00001.html

・ワクチン未接種者は「怠惰」　独首相の夫が異例の批判
＜時事ドットコム　2021 年 11 月 24 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021112400180&g=int
　ドイツのメルケル首相の夫で量子化学者のヨアヒム・ザウアー氏は２３日、新型コロナウイルスワクチンを接種していない国民を「怠惰だ」と批判した。イタリア紙レプブリカとのインタビューで語った。ザウアー氏が公の場で発言するのは珍しい。
　ドイツで接種を完了した人は人口の６８％と他の西欧諸国に比べ低く、最近の感染拡大は接種率の低迷が一因と指摘されている。
　ザウアー氏は「人口の３分の１が科学的知見に従っていないのは驚きだ」と強調。「一つには、これはある種の怠惰や独り善がりが原因だ」と述べた。

・コロナワクチン、量産後も単価高止まり　モデルナ２割高
＜日経新聞　2021 年 11 月 24 日＞　https://www.nikkei.com/article/DGXZQOCA172A90X11C21A1000000/

◇マスコミ報道　見出し

・コロナ医療棟、仮設を継続へ　自治体が建物の安全確認
＜共同通信　2021 年 11 月 23 日＞　https://nordot.app/835765700319117312?c=39546741839462401

・未接種者のホテル利用禁止　チェコ、美容室も
＜共同通信　2021 年 11 月 23 日＞　https://nordot.app/835671477923823616?c=39546741839462401

◇ワクチンデマはなぜ広がる？ 人々が騙されるのにはワケがあった
＜JBpress　2021 年 11 月 24 日＞　https://jbpress.ismedia.jp/articles/-/67813

****

[3] 電池で発火のおそれ？！放置していると危険な電池の正しい処分方法とは
＜秒刊 SUNDAY　2021 年 11 月 24 日＞
https://home.kingsoft.jp/news/amusing/byokan/battery20211118.html?from=recent_byokan
電池はテレビのリモコン、おもちゃ、目覚まし時計などに使用し、私たちの日常生活になくてはならないものですよね。乾電池、リチウム一次電池、ボタン電池、充電池など種類もあり、正しい捨て方が分からず、家の机の

引き出しの隅などに放置したままにしていませんか？実は、使用済みの複数のボタン電池をごちゃまぜに放置していたらショートし、出火したケースもあるようです。火災の原因になる使用後の電池の捨て方を今一度、確認しましょう。

電池の捨て方が分からない？

いい年して電池の捨て方がわからないので、使い終わったら部屋の目につかない適当なところに隠して記憶から抹消してる。

—deqmt (@tnqed) November 13, 2021

Twitter のリプ欄には「俺もおんなじだわー、って思ってリプ見てたら、火事になる可能性あるとか書いてあって怖くて泣いてる」「液がつくとひどい皮膚炎になりますね」「液漏れするし最悪火事になるので、片付けてあげてください」など注意喚起の内容の声が、多数寄せられていました。

電池の正しい処分の仕方とは？

筆者も家中を探してみたら、使用済みの放置されたままの乾電池がすぐに見つかりました。それでは、乾電池の処分の方法を確認していきましょう。

【アルカリ乾電池・マンガン乾電池・リチウム一次電池（コイン型）の捨て方】

一般社団法人電池工業会の説明によると、これらの電池は、

それぞれの電池の端子部分にテープを貼り絶縁（電流が流れない状態）して捨ててください。

と記載されています。端子部分にはテープ（ガムテープ、セロテープ）など貼るようにしましょう。

引用：一般社団法人電池工業会

家に、養生テープがあったので、電流を絶縁するため貼ってみました。

処分の仕方は、お住いの自治体によって差があるようですので、自治体の指示に従って捨ててくださいね。

これで一先ず安心ですね。筆者は東京都下に住んでいますが、この自治体ではリチウム一次電池・充電池・乾電池類は指定の袋に有害ごみの分類となっており、特に絶縁の指定はありませんでした。しっかりと確認し、自治体の指示に従いましょう。

続いてボタン電池ですが、ゲーム機などでよく使われていますよね。平べったいコインのような丸い形状をしています。

【ボタン電池の捨て方】

ボタン電池は不燃ごみで処分してしまうと、発火の原因にもなるので、先ほどのアルカリ電池・マンガン電池と同様、端子の表面裏面共にテープを貼り、絶縁してから、協力店などに設置された回収缶に入れましょう。

回収箱は、一般社団法人電池工業会の HP で全国各地のボタン電池回収協力店を確認出来ます、便利ですね。

使い捨ての電池と違い、繰り返し使える充電池は、使い捨て電池を処分する回数も減り環境に優しいですね。

【充電池の捨て方】

リサイクルすれば、ニッケルやコバルトなどを貴重な資源として再生することができます。こちらも上記の電池と同様、端子にテープを貼り、絶縁しましょう。大手の家電量販店、充電池式電池リサイクル BOX に入れてください。

電気製品販売店や自治体施設、自転車販売店などに小型充電式電池の回収リサイクルボックスが設置されているようです。小型充電式電池のリサイクル活動を共同で行う団体である JBRC のサイトからお近くの設置場所をすぐに検索出来るので、検索してみてくださいね。

電池の正しい処分をして、発火などの危険を防ぎましょう。

また、ボタン電池やコイン型電池は、丸くて平べったい形状なので、子供の誤飲事故も発生しているようです。恐ろしすぎる映像も話題になりました。誤飲してしまうと、食道などに穴が開き最悪死に至るケースも……。お子様の手の届かないところに今すぐ保管しましょう。

Source:一般社団法人電池工業会・JBRC

****

[4] 医療用ＲＩ、国産化に課題　検査、治療に需要高まる　研究用原子炉も活用へ

＜共同通信　2021 年 11 月 23 日＞　https://www.47news.jp/news/6942631.html

検査やがん治療のために体に入れる放射性物質（ラジオアイソトープ＝ＲＩ）の供給を輸入に頼らず、一定量

を国産化するべきだという声が強まっている。医療の進歩により、こうしたＲＩの需要は年々高まる一方だが、製造を担う海外の原子炉のトラブルでＲＩの輸入が滞ることが相次ぎ、供給は不安定だ。事態の打開を目指し、昨年来、関係学会や患者団体から国産化の要望が国に提出された。その必要性と課題をまとめた。

▽体内に投与

検査や治療を目的として体に投与する放射性物質を「放射性医薬品」、そうした医療を「核医学」と呼び、体の外から放射線を照射する他の放射線医学と区別している。

放射性医薬品の現状

（日本アイソトープ協会の資料などから作成）

用途	対象	代表的なＲＩ
検査	骨、脳・脊髄、腫瘍・炎症など組織や臓器のシンチグラフィー検査、ＰＥＴ検査など	★モリブデン99／テクネチウム99m、フッ素18、インジウム111など
治療	甲状腺がん、悪性リンパ腫、前立腺がん、神経内分泌腫瘍など	★ヨウ素131、★イットリウム90、★ルテチウム177、★ラジウム223など
治療（開発中）	各種のがん	★アクチニウム225、アスタチン211など

※★は現状で輸入頼みか国内生産が困難

核医学の検査は、ある種の放射性物質を特定の臓器や組織、病巣に集中させて写し出す。シンチグラフィー検査、陽電子放射断層撮影（ＰＥＴ）検査などが代表的だ。

医療用ＲＩの供給に携わる公益社団法人日本アイソトープ協会（東京）の調査によると、国内では２０１７年、がんが骨へ転移しているかどうかを検出するなどの骨・関節シンチグラフィーが計約３５万件、心臓や血管の検査が約３０万件、脳や脊髄が約２５万件など。医療現場に不可欠の技術になっている。

急速な進歩を見せるのが核医学による「治療」。特にがん治療だ。特定のがんに結び付く性質を持たせた放射性医薬品を投与し、至近距離から放射線でがんをたたく。

ヨウ素による甲状腺がん治療が知られているが、近年、進行性の前立腺がんに対するルテチウムやアクチニウムによる「ＰＳＭＡ」、悪性神経内分泌腫瘍に対するルテチウムによる「ＰＲＲＴ」などの新たな治療法が開発された。日本で治療を受けられない患者が経済的、身体的負担を覚悟で海外へ渡る現状から、いずれ国内での治療も増えるとみられる。

▽需給逼迫

ただ、そこで問題になるのが安定供給だ。日本はシンチグラフィーに用いる「モリブデン９９／テクネチウム９９ｍ」を米国に次いで大量に消費しているが、供給は１００％輸入に頼る。０９年、カナダの生産用原子炉がトラブルで停止し、需給が逼迫（ひっぱく）。その後も原子炉の停止や精製施設のトラブル、最近は新型コロナウイルス感染症による輸送停止などにより、たびたび供給が危ぶまれた。

放射性医薬品に使われる放射性物質は半減期が短く、貯蔵や保管は極めて難しい。また、各国で生産に利用中の原子炉はいずれも古く、経年劣化により、いつ運転停止に至るか分からない。

▽要望書

こうした事態に、日本医学放射線学会など７医学会は昨年８月、日本原子力研究開発機構（原子力機構）の試験研究炉「ＪＲＲ３」と、高速実験炉「常陽」を利用して、放射性医薬品用の放射性物質の国産化を進めるよう国と原子力機構に要望書を提出。がん患者を支援するＮＰＯ法人や患者団体も追随した。

ＪＲＲ３では、がん治療に使う放射性のイリジウムと金を製造。東日本大震災後の新規制基準への対応で今年２月まで運転を止めたが、今年７月の製造再開後はイリジウムの国内需要の全量、金も約７０％を賄っていける見込みだ。

原子力機構はまた、ＪＲＲ３で新しい製造方法によるモリブデン生産に試験的に取り組む。ただ、現状のＪＲＲ３の設備や人員体制を整えて実用化に成功しても、モリブデンの供給量は国内需要の２０～３０％にとどまる。設備増強や人材育成などの検討が必要だとした。

核医学で使われる放射性物質は種類も量も今後急増が見込まれる。新しい製造用原子炉の整備も含め、国とし

て長期的な取り組みが求められる。

****

[5] *医薬品等*

◇使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する告示（厚生労働省告示第 387 号）

［官報］ 令和 3 年 11 月 24 日　号外　第 264 号　1～4 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20211124/20211124g00264/20211124g002640001f.html

---

◇療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（厚生労働省告示第 388 号）

［官報］ 令和 3 年 11 月 24 日　号外　第 264 号　4～10 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20211124/20211124g00264/20211124g002640004f.html

○厚生労働省告示第 388 号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文及び第二十条第二号ト、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文、第二十条第三号ト及び第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次の表のように改正し、令和三年十一月二十五日から適用する。

令和 3 年 11 月 24 日　　厚生労働大臣　　後藤　茂之

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
第十　厚生労働大臣が定める注射薬等 一　療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬 インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ｘ因子加活性化第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド－一受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンＣ製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行っている患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）、生理食塩水	第十　厚生労働大臣が定める注射薬等 一　療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬 インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ｘ因子加活性化第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド－一受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンＣ製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行っている患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）、生理食塩水

（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）：フロスタグランジン≒製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタソンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタソンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタソンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H_2遮断剤、カルバソクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤：フロクロルベラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム－グリシン・Ｌ－システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜濯流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、ダルベポエチン　（在宅血液透析又は在宅腹膜潅流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブベゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る。）、アスホターゼ　アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン－グルカゴン様ペプチド－一受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチソンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒトｖｏｎ　Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ　アルファ製剤、アガルシダーゼ　ベータ製剤、アルグルコシダーゼ　アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラーゼ製剤、エロスルファーゼ　アルファ

（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）：フロスタグランジン≒製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタソンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタソンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタソンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H_2遮断剤、カルバソクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤：フロクロルベラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム－グリシン・Ｌ－システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜濯流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、ダルベポエチン　（在宅血液透析又は在宅腹膜潅流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブベゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る。）、アスホターゼ　アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン－グルカゴン様ペプチド－一受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチソンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒトｖｏｎ　Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ　アルファ製剤、アガルシダーゼ　ベータ製剤、アルグルコシダーゼ　アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラーゼ製剤、エロスルファーゼ　アルファ

製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼ　アルファ製剤、ベラグルセラーゼ　アルファ製剤ピフロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤（季節性アレルギー性鼻炎の治療のために使用する場合を除く。）、テデュグルチド製剤、サトラリズマプ製剤及びビルトラルセン製剤 二　　（略） 別表第２　　―以下　省略― 第一部～第七部　（略） 第八部　（略）	製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼ　アルファ製剤、ベラグルセラーゼ　アルファ製剤ピフロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤（季節性アレルギー性鼻炎の治療のために使用する場合を除く。）、テデュグルチド製剤及びサトラリズマプ製剤 二　　（略） 別表第２ 第一部～第七部　（略） （新設）

◇厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示（厚生労働省告示第389号）

［官報］　令和３年11月24日　号外　第264号　10～15頁

https://kanpou.npb.go.jp/20211124/20211124g00264/20211124g002640010f.html

○厚生労働省告示第389号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号及び別表19の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示を次のように定め、令和三年十一月二十五日から適用する。

令和３年11月24日　　厚生労働大臣　　後藤　茂之

厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示

（厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部改正）

第一条　厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次の表のように改正する。

―表　省略―

（厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部改正）

第二条　厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第百四十号）の一部を次の表のように改正する。

―別表　省略―

****

［6］*廃棄物関係*

◇EV電池、レアメタル再利用　住友鉱山が国内で安定確保

＜日経新聞　2021年11月24日＞　https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUC126YK0S1A810C2000000/

住友金属鉱山が電気自動車（EV）用の電池に含まれるレアメタル（希少金属）の再利用を始める。コバルトやリチウムで、鉱石からの抽出と同等の品質、コストを実現する世界初の技術を確立した。希少資源は争奪戦の激化が懸念される。中国が高いシェアを持つ品目もあり、経済安全保障の観点でも重要になる。EV電池の安定生産に向けて、希少資源が国内で循環する流れを確保する。

****

[7] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇通信販売の申込み段階における表示についてのガイドライン(案)に関する意見募集について

＜消費者庁　2021 年 11 月 24 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/026648/

****

[8] ***その他省庁発表***

◇種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件（農林水産省告示第 2003 号）

［官報］　令和 3 年 11 月 24 日　本紙　第 622 号　4～5 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20211124/20211124h00622/20211124h006220004f.html

---

◇我が国の石油・天然ガスの自主開発比率(令和２年度)を公表します

＜経済産業省　2021 年 11 月 24 日＞　https://www.meti.go.jp/press/2021/11/20211124001/20211124001.html

令和 2 年度の我が国の石油・天然ガスの自主開発比率は、前年度比+5.9%の 40.6%となりました。

1. 自主開発比率

石油・天然ガスの自主開発比率は、石油・天然ガスの輸入量及び国内生産量に占める、我が国企業の権益に関する引取量及び国内生産量の割合と定義されます。

石油・天然ガスの大宗を海外からの輸入に頼る我が国にとって、安定的な資源・エネルギー供給の確保は必要不可欠です。そのため、第 6 次エネルギー基本計画(令和３年 10 月閣議決定)において、国産を含む石油・天然ガスの自主開発比率を、2030 年度に 50%以上、2040 年度に 60%以上に引き上げることを目指すこととしています。

2. 要因分析

令和 2 年度の石油・天然ガスの自主開発比率は、前年度と比べ 5.9%上昇しました。これは、新型コロナウィルス感染拡大に伴う原油及び天然ガスの輸入量の減少が大きく影響しました。

加えて、複数の油ガス田において参画鉱区拡大や、増産があったこと等から、我が国企業の石油・天然ガスの引取量が増えたことによるものと考えられます。

****

[9] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・令和３年度第２回化学物質のリスク評価検討会（発がん性評価ワーキンググループ）　資料　11月25日

＜厚生労働省　2021年11月24日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22342.html

（１）日本バイオアッセイ研究センターにおける試験手順書からの逸脱行為事案による規制等への影響評価に関する検討会報告書について

（２）中期発がん性試験（2020 年度実施分）の結果の評価について

《日本バイオアッセイ研究センター実施分》

３，５，５－トリメチルヘキサン酸

- ✓ ラットを用いた強制経口投与による試験

炭酸ジフェニル

- ✓ ラットを用いた強制経口投与による試験

（３）遺伝子改変動物を用いた試験結果の評価について

１，３，５－トリス（２，３－エポキシプロピル）ヘキサヒドロ－１，３，５－トリアジン－２，４，６－トリオン

- ✓ p53KO マウスを用いた強制経口投与による試験
- ✓ rasH2 マウスを用いた強制経口投与による試験

クロロエタン

- ✓ p53KO マウスを用いた吸入による試験
- ✓ rasH2 マウスを用いた吸入による試験

（4）第１回で審議した２物質の遺伝毒性等について
チモール
✓ ラット肝中期発がん性試験
メタクリル酸２－（ジメチルアミノ）エチル
✓ ラット肝中期発がん性試験
（5）その他
・化学物質のリスク評価検討会（発がん性評価ワーキンググループ） 11月25日
＜厚生労働省 2021年11月24日＞ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21630.html
（1）中期発がん性試験（2020 年度実施分）の結果の評価についてて
（2）遺伝子改変動物を用いた試験結果の評価について
（3）その他
・薬事・食品衛生審議会(食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会) 12月7日
＜厚生労働省 2021 年 11 月 24 日＞ https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-yakuji_127891.html
１ 食品中の残留農薬等に係る基準の設定について
２ その他
・第１８回厚生科学審議会がん登録部会の開催について（オンライン会議） １２月９日
＜厚生労働省 2021年11月24日＞ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22254.html
（1）全国がん登録及び院内がん登録における課題について【公開】
（2）新規申出の全国がん登録情報の提供について【非公開】
・薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会（オンライン会議）の開催について
12月7日
＜厚生労働省 2021年11月24日＞ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22200.html
(1)食品中の残留農薬等に係る基準の設定について
(2)その他
****

[10] *その他*

◇*インフルエンザ、感染症関係*

・ドイツからの家きん肉等の一時輸入停止措置について
＜農林水産省 2021年11月24日＞ https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/211124_4.html
・ハンガリーからの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置について
＜農林水産省 2021年11月24日＞ https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/211124_5.html
・英国からの家きん肉等の一時輸入停止措置について
＜農林水産省 2021 年 11 月 24 日＞ https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/211124_3.html
---

◇*その他*

・**飲みニケーション支持急落 6割が「不要」、日生調査**
＜共同通信 2021 年 11 月 23 日＞ https://nordot.app/835776105956458496?c=39546741839462401
お酒を飲みながら職場の仲間と親交を深める「飲みニケーション」の支持率が急落している。日本生命保険の調査で「不要」との回答が 6 割に達し、2017 年の調査開始以来、初めて「必要」の割合を上回った。日生は、新型コロナウイルス禍でお酒に頼らない親睦の在り方を模索する人が増え、意識が変化したとみている。
調査は 10 月 1～13 日にネット上で実施し、男女 7774 人が答えた。
飲みニケーションが不要だと答えた人は全体の 62%で、内訳は「不要」が 37%、「どちらかといえば不要」が 25%だった。不要と考える理由は「気を使う」が 37%、「仕事の延長と感じる」が 30%。
********** 以上 **********